

鑑定評価委託契約書

- 1 件 名 不動産鑑定評価業務：関東運輸局管内
2 契約金額 金 〇〇〇円（うち消費税相当額 金 〇〇〇円）

委託者 支出負担行為担当官 関東運輸局長 新田 慎二（以下「甲」という。）と受託者 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇（以下「乙」という。）とは、双方対等な立場で、次の条項により鑑定評価委託契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（機密保持の義務）

第2条 乙は、委託業務を遂行するにあたって知り得た事項及び評価額を第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、第3条に定める物件について、第三者から評価委託を受けた場合、甲の承認を得ないで鑑定評価を行ってはならない。

（評価物件）

第3条 評価物件は、別紙「不動産鑑定対象一覧表」のとおりとする。

（評価完了期限）

第4条 乙は、令和5年2月28日までに前条に定める物件の評価を完了しなければならない。

（評価完了の確認）

第5条 乙は、前条の規定により、その評価を完了した後10日以内に甲又は甲の指定する者の確認を受けるものとする。

（鑑定評価代金の支払い）

第6条 乙は、第5条の規定による確認終了後、すみやかに甲に請求書を提出するものとし、甲は、乙の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（委任又は請負の禁止）

第8条 乙は、契約の履行について、作業の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。

（期限の延長）

第9条 乙は、自己の責に帰すことができない事由又は正当な事由により第4条の期限内に評価を完成できないときは、遅滞なくその事由を付して期限の延長について甲の承認を求めるものとする。

ただし、乙の責に帰すことができない事由及び正当な事由についての認定は、甲が行うものとし、延長日数は甲が決定する。

（遅延利息）

第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第6条に規定する請求代金の支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の定めるところにより遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙の行為等が次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。

この場合、乙は甲に対し契約解除による損害の賠償を請求しないものとする。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、履行期限までに評価業務を完成する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 乙が本契約に定める条項に違反したとき。
- (3) この契約の履行に関して、乙又はその代理人、使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (5) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (ロ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (ヘ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ホ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (ト) 受注者が、(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((ハ)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(違約金)

第12条 乙は、前条の規定により本契約を解除した場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に納入すること。また、甲に損害を及ぼしたときは、乙は、甲が算定する損害額を賠償しなければならない。

(疑義の決定)

第13条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第14条 本契約に関する訴訟については、甲の主たる事務所所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 17 階
支出負担行為担当官
関東運輸局長 新田 慎二 印

受託者

印

不動産鑑定対象一覧表

対象不動産

No.	口座名	口座住所	鑑定面積 (㎡)
1	東京運輸支局	東京都品川区東大井 1-12-17	160.23
2	足立自動車検査登録事務所	東京都足立区南花畑 5-12-1	200.91
3	練馬自動車検査登録事務所	東京都練馬区北町 2-8-6	136.74
4	多摩自動車検査登録事務所	東京都国立市北 3-30-3	278.95
5	神奈川運輸支局	神奈川県横浜市都筑区池辺町 3540	129.62
6	川崎自動車検査登録事務所	神奈川県川崎市川崎区塩浜 3-24-1	293.36
7	相模自動車検査登録事務所	神奈川県愛甲郡愛川町大字中津字桜台 7181	106.10
8	埼玉運輸支局	埼玉県さいたま市西区大字中釘 2154-2	128.51
9	春日部自動車検査登録事務所	埼玉県春日部市大字増戸 723-1	185.97
10	所沢自動車検査登録事務所	埼玉県所沢市大字牛沼字下原兀 688-2	170.00
11	習志野自動車検査登録事務所	千葉県船橋市習志野台 8-57-1	299.94
12	茨城運輸支局	茨城県水戸市住吉町 353	288.90
13	土浦自動車検査登録事務所	茨城県土浦市卸町 2-1-3	170.16
14	群馬運輸支局	群馬県前橋市上泉町 399-1	6.17